

## 製薬協企業行動憲章

(1997年11月19日制定)

(2004年11月17日改定)

(2011年3月16日改定)

(2018年10月18日改定)

日本製薬工業協会

### 製薬協企業行動憲章の改定にあたって

製薬企業の使命は、優れた医薬品を継続的に開発し、安定的に供給することを通じて、世界の人々の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与することにある。そのために目覚ましい発展を遂げる生命科学に対する真摯であくなき探求と、高い倫理性に基づいた企業行動が求められている。

日本製薬工業協会（以下、「製薬協」）は、1993年に医療用医薬品プロモーションコードを制定するとともに、1997年に企業行動憲章（以下、「本憲章」）を制定した。

その後、環境の変化等にあわせて、2001年にはコンプライアンス・プログラム・ガイドライン（以下、「本ガイドライン」）を提示するとともに、本憲章および本ガイドラインを2004年、2011年に改定するなど、会員企業の倫理高揚と法令遵守の徹底を図ってきた。

一方、国際社会では、企業にも社会の一員として社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むよう促しており、2015年には、国連で持続可能な社会の実現に向けた国際統一目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択された。それを受けて、日本では、革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会（Society 5.0<sup>(注)</sup>）の実現を通じたSDGsの達成を目指して、2017年11月に日本経済団体連合会の「企業行動憲章」が改定された。

そこで今般、製薬協では、会員会社が製薬企業の使命を果たすとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した事業活動を展開し、社会の継続的発展への寄与と持続可能な社会の実現に貢献することを柱として、本憲章を改定した。

会員会社は、その使命を自覚し、本憲章の精神を尊重し、自主的に実践していくことを宣言する。また、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーン等に対しても、行動変革を促して社会的責任への取り組みを進める。

(注) Society 5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展の歴史における 5 番目の新しい社会

## 製薬協企業行動憲章

製薬企業の使命は、優れた医薬品を継続的に開発し、安定的に供給することを通して、世界の人々の健康と福祉の向上に貢献することにある。そして、「患者参加型の医療」の推進に重要な役割を果たし、持続可能な社会の実現を牽引していかなければならない。

そのため、会員企業は、次の行動原則に基づき、国の内外を問わず、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. 医療の向上に貢献する革新的新薬の研究開発に取り組み、有効性、安全性に優れた、高品質な医薬品をできるだけ速やかに、かつ安定的に提供する。同時に、イノベーションの創造に資する産業を担う企業として、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品の開発を通じ、国民経済の成長と効率化に貢献する。

(科学的かつ厳正な研究開発)

2. 臨床試験は、医療機関の協力を得て、被験者の人権を尊重し、安全確保に留意し、かつ科学的厳正さをもって遂行する。非臨床試験として必要な動物実験は動物福祉に十分配慮して行う。医薬品の製造販売承認申請に際しては、関係法令、社内ルール、科学的妥当性に基づいて適切なデータの取扱いを行う。

(適正使用の推進)

3. 医薬品の適正使用を推進するため、品質・有効性・安全性に関して、国内外の科学的に裏付けられた情報を的確に提供するとともに、製造販売後の情報の収集・分析評価とその伝達を迅速に行う。

(医療関係者・患者等との信頼関係)

4. 医療関係者や患者等と誠実なコミュニケーションを図り、満足と信頼を獲得する。

(公正な事業慣行)

5. 公正で自由な競争を通じ、生命関連製品である医薬品として適正な取引と流通を行うとともに責任ある調達を行う。また、医療関係者をはじめ、政治、行政との健全な関係を保つ。

(情報管理の徹底)

6. 高度IT化に伴い、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、情報管理に万全な対策を行う。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的な対話)

7. 企業情報を適時適切かつ公正に開示し、製薬企業を取り巻くステークホルダーとの建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

(環境問題への取り組み)

8. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件として、主体的に行動する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

9. 従業員の多様性・人格・個性を尊重する働き方を実現し、働きがいのある、健康と安全に配慮した労働環境を実現するとともに、従業員の倫理観の高揚と資質の向上を図る。

(社会参画と発展への貢献)

10. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

11. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害、パンデミック等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(人権の尊重)

12. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

13. 経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、自社およびグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効あるガバナンスを構築する。

本憲章の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、経営者自らが率先して問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努め、その責任を果たし、信頼を回復する。